

実施機関 (課室等)	建設部都市計画課
パブリックコメント 実施政策案名	名取市都市計画マスタープラン(案)
政策案の概要	<p>名取都市計画マスタープランは、市の将来都市像の実現に向け、まちづくりの目標を示し、市が行う個別の都市計画の大きな方針を明らかにするものです。</p> <p>平成30年を基準年次とし、おおむね20年後の将来都市像を展望して都市計画の基本的な目標や方向性を定めます。道路・公園・下水道等の都市施設の整備、市街地開発事業の整備の方針については、おおむね10年後を目標に設定します。対象区域は、名取市の都市計画区域(市全域)とします。</p>
政策案の予告方法	広報なとり、市ホームページへの掲載
政策案の予告期間	平成30年10月1日から平成30年10月11日まで
政策案の公示方法	<ul style="list-style-type: none">市ホームページへの掲載建設部都市計画課、総務部市政情報課及び各地区公民館での閲覧
政策案の公示期間 (意見募集期間)	平成30年10月12日から平成30年10月31日まで
政策案への 意見提出者数	5名

番号	提出された意見	提出された意見を考慮した結果 及びその理由
1	<p>(P.20「飛躍する都市づくり」について) 労働従事する人材不足の中、従来の「企業誘致」のみでは安定した雇用の確保は困難であると思料します。今後、ますます発展するICT化やAIの自動化に対応する人材の育成や対応する人材の定住を促進することが有用な雇用対策になるものと考えます。 全体構想の「分野別構想：産業基盤の整備（P29）」で述べられていることを明確に基本構想で述べることは重要です。 このため、「企業誘致、並びにコワーキングスペース等のコミュニティ型ワークスペースの誘致など、新しいビジネスモデルを創出実現できる環境を整備しつつ、様々な雇用確保の施策が望まれています。」の修正案を意見します。 上述に合せて、「産業立地の誘導とともに、新しい働き方を実現できる場を提供するなど、魅力ある商業拠点の形成を推進します。」の修正案を意見します。</p>	<p>意見のありました新しいビジネスモデルを創出実現できる環境整備は重要と認識しております。 マスタープランにおいては、この考えに基づきⅡ章2.分野別方針(1)土地利用②施策の方針(P29)において「都市生活の拠点となる中心市街地の環境整備-空き店舗の利活用や新規事業支援などにより新たな商業を創出」という表現で方針を示しております。 しかし、意見の内容を十分に包含した表現にすべきであると考慮した結果、上述部分について「都市生活の拠点となる中心市街地”等”の環境整備…」と修正します。</p>
2	<p>(P.21「持続的な都市づくり」について) 安全性を高めることを表現することが適切だと思料します。災害に対しては勝ち負けではなく、市民や企業の防災・減災能力の向上を表現することが適切だと考えます。 このため、「生命を守る都市構造の構築・災害リスクに強い都市構造の構築を図り、安心して暮らせる市街地の形成を目指します。」の修正案を意見します。</p>	<p>意見を考慮した結果「Ⅱ章(3)都市づくりの基本目標-持続的な都市づくり①災害に負けない都市構造の構築」内記述を、修正案のとおり修正します。</p>
3	<p>(P.68「目標1：空港・インターチェンジを活かした交流・産業の創造」について) 魅力的な都市づくりには、交流人口の増加は必須であることはマスタープラン(案)と同意見ですが、交流人口の増加を図るために、「地域の交流と産業の創出」のみを記載しては力不足と感じます。また、下増田地域」の課題に「閑上地域」のみを特化して「連携する」旨を記載する必要性はないものと考えます。「閑上地域」の開発は、市全体の課題と捉えます。 このため、「田園・山・川・海を活用しつつ、地域特有の魅力を生かすとともに、圏域内外と交流機能の充実に努めることで産業の創出を図ります。」の修正案を意見します。 上述に合せて、「貞山運河周辺については、本市の持続的な発展のため、圏域内外と連携した交流空間を創出します。」の修正案を意見します。</p>	<p>下増田地域は東北の玄関口である仙台空港を有しており、ご指摘同様に、地域外との交流や連携について考慮するときは当然、閑上のみではなく市内外の広域を含むものととらえております。 一方、P68で特に「閑上と連携」と示しているのは、貞山運河舟運事業、ゆりあげ朝市、かわまちテラス、サイクルスポーツセンターなど、実施またはそれに準ずる段階の事業による、交流人口の増加に資する施策を、閑上・下増田両地域間で連携すべきであるという考えに基づくものです。また、地域住民の生活利便性の維持向上と、交流人口の拡大による地域活性化の融合が今後必要であるという考えのもと「交流空間の創出」と記述しております。 以上により、当該箇所については原記述とします。</p>

番号	提出された意見	提出された意見を考慮した結果 及びその理由
4	<p>(P.89「将来像及び目標の実現に向けた都市計画変更の推進」について)</p> <p>現在の法制度の下においては、本計画を定めても極めて限定的なものと捉えます。地域の実情に応じた柔軟な都市計画には「市街化調整区域の線引き」など法改正等が必要です。</p> <p>このため、「関係法令等の動向を注視しつつ、国及び宮城県に対して柔軟な都市計画・土地利用が可能となるよう、規制緩和や抜本的な法令改正を要望していきます。なお、土地利用調整等の必要な条件が整えば、地域の実情に応じた都市計画・土地利用に実現に向けた取組みを進めるとともに、本市の持続的な発展のため必要がある場合は、早期に都市計画の見直しを検討し、変更を進めていきます。」の修正案を意見します。</p>	<p>都市計画法と本市の関りについて、本市は国・県及び隣接自治体等との意見・政策の調整を計り、住民や関係各所からのまちづくりにかわる意見を聴取・交換し、法令に定められた範囲内において、権限を行使し事務を処理するものである以上、都市計画法に関する改正を求める立場にありません。</p> <p>一方、都市計画の決定及び変更で国・県の権限に属するもの（いわゆる「線引き」など）の要望については、必要な調査・手続を行ったうえで「都市計画に関する案の申し出」として県に適時行っていくものです。</p> <p>以上の制度に従い都市計画行政を行っていくべきという考えのもと、原記述は適当と考え、修正を行いませんが、今後、面整備事業等の熟度が高まりや具体化の状況がみられた場合には、関係機関との協議を踏まえ、計画への位置づけを検討していきます。</p>
5	<p>中心地域から遠隔地に存在する集落の過疎化に対する対策が講じられていない。</p>	<p>いわゆる遠隔地集落については、良好な住環境の維持を行うべきと考えており、施策の方針としてはⅡ章2.(1)土地利用「住み続けられる集落環境を維持」「空き家利活用の促進に向け空き家バンクの設置を検討」、(2)交通「市民の日常生活に寄り添う多様な交通環境の充実」を中心に記述しています。</p>
6	<p>(都市計画法における線引き制度・許可制度について) 宅地に隣接する土地(市街化調整区域の農地)だけでも、あらゆる規制の対象から外して、土地に流動性を付与するような方策を検討していただきたい</p>	<p>市街化区域と市街化調整区域に区分(いわゆる「線引き」)し、それぞれ市街化を促進・抑制することについては、「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(H30.5)」において「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、今後も引続き区域区分を定める」とする県の方針決定に市も同意見です。</p> <p>計画的な市街地整備の見通しのある区域については適時市街化区域編入の案の申し出を行っていくこととなりますが、このことについてはP.89「将来像及び目標の実現に向けた都市計画変更の推進」に記述しています。</p>

番号	提出された意見	提出された意見を考慮した結果 及びその理由
7	<p>増田地域の主な施策の防災の所に拠点施設の防災機能の強化として、増田体育館・増田グラウンドを防災活動拠点として整備充実と入れることはできないでしょうか。</p>	<p>「Ⅱ章2.分野別方針（3）防災」については「名取市地域防災計画」との整合をとり策定することとしており、これに従い都市計画マスタープランにおいても増田体育館・増田グラウンドについては、現時点で防災拠点としての位置づけはありません。このため、都市計画マスタープラン上にて現時点での明記は見送ります。</p>
8	<p>国道4号沿いと杜せきのした周辺は見てのとおり賑わい活気付いているが増田商店街は活気がないように感じる。市では「町づくり」について何をしているのか。駅前に図書館を造ったくらいではダメ。現存の建物の活用や人の集まるアイデアと実行が必要。</p> <p>①お茶カフェ（6ヶ所、茶無料、物品販売、高齢者も集う） ②朝、夕、市民太極拳実施 ③麻雀カフェ（4ヶ所、空店舗を利用し高齢者を集める） ④ゲストハウス（2ヶ所、空店舗の利用観光にも一役）</p>	<p>名取駅周辺や4号沿線については、Ⅱ章（4）将来都市構造-将来都市構造図において「にぎわい拠点」として位置づけ、既存の商業機能の充実とあわせて新規に商業・公共公益・居住等の多様な機能の誘導を図り活力の向上を図る拠点として位置づけております。</p> <p>特定の店舗や施設の誘致・整備など、個別具体的な施策については、マスタープランの方針としての性質上明記しないこととします。</p>

番号	提出された意見	提出された意見を考慮した結果 及びその理由
9	<p>20年後「また来たくなる市、ずっと住み続けた い市」を目指すなら西部地区の開発が絶対で す。</p> <p>1) 旧ナスパ再開は西部地区の目玉です。本日朝 刊によると、松本市の学校法人が用地を取得し たと。幸いに一般市民にも施設の開放をしてい くというので、市が法人と連携して活用を望み ます。</p> <p>2) 樽水ダムキャンプ場を拡大 湖畔と山の丘陵を利用してキャンプ場遊歩道 を造る</p> <p>3) 県立農業大学校をオープン化 大学をもっと一般の人が集まるように学ぶ場 にして身近に</p> <p>4) なとり物産館を造り地産地消 高館地区に。名取の名産品を一堂に集め観光客 を集め全国にアピール</p> <p>5) 温泉コテージ</p> <p>五社山のふもと、ナスパの南側を造成、温泉掘 削し、宿泊できるコテージを20棟くらい造る。</p> <p>6) 老人の家周辺の整備 温泉コテージと連動して「遊ぶ」「憩う」「泊 る」をテーマに、パークゴルフやゲートボール 場を造る。</p> <p>7) 愛島台～村田トンネル貫通 名取の20年後住みたい人が増えたらどこにその 人々を誘致？山形からも人が往来し仙台空港も 人が利用増にするにはトンネルが必要。</p> <p>8) がんセンター、高専の南側の開発 南側土手と道路を改良し「親水花見公園化」</p> <p>9) 五社山ロープウェイ。～なとり物産館の間に 空中散歩。</p> <p>10) 愛島台に小学校を。西部開発が進め ば・・・住民増。</p> <p>11) 熊野三社めぐりの高館側からの参道を整 備。</p>	<p>本市西部地区の魅力の創出・保全については 「Ⅱ章2.(4)水と緑、(5)景観」「Ⅲ章2.地 域別構想(6)愛島地域(7)高館地域」を中心 に、水と緑が豊富な環境、良好な住宅地・産業 業務地の保全と整備の方針について記述してい ます。</p> <p>特定の店舗や施設の誘致・整備など、個別具 体的な施策については、マスタープランの方針 としての性質上、明記しないこととします。</p>
10	<p>クオリティーオブライフ カーナ流名取を目指そう…</p>	<p>考え方について、参考にさせていただきます。</p>